

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

静岡市では、一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを目指して、平成15年4月1日に「静岡市男女共同参画推進条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。条例では、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や、市・市民・事業者の責務を定めるとともに、各種施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画の策定を義務付けています。

この条例に基づき、平成16年3月には「静岡市男女共同参画行動計画」を、平成21年3月には「第2次静岡市男女共同参画行動計画（以下、「第2次行動計画」という。）」を策定し、男女共同参画のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、それぞれ一定の成果をあげてきましたが、男女共同参画社会の実現に向けて、解決しなければならない課題は未だ多く存在しています。

平成26年度末をもって、現行の計画である第2次行動計画の計画期間が満了となることから、社会経済情勢の変化等をふまえた「第3次静岡市男女共同参画行動計画」を策定し、より一層の男女共同参画施策の推進を図ることとしました。



2 計画策定の背景

(1) 社会経済情勢等の状況と静岡市の状況

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来

本市の人口は減少傾向にあり、平成22年の約716,000人から、10年後の平成32年には約679,000人に、平成52年には約559,000人に減少する見込みです。

年齢区別の人口推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）が増加し、今後ますます少子高齢化が進展することが予想されます。

また、未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加がみられます。そのため、高齢者層への働きかけやひとり親家庭への支援策の充実が、一層重要となります。

図1-1 静岡市の年齢区別将来推計人口

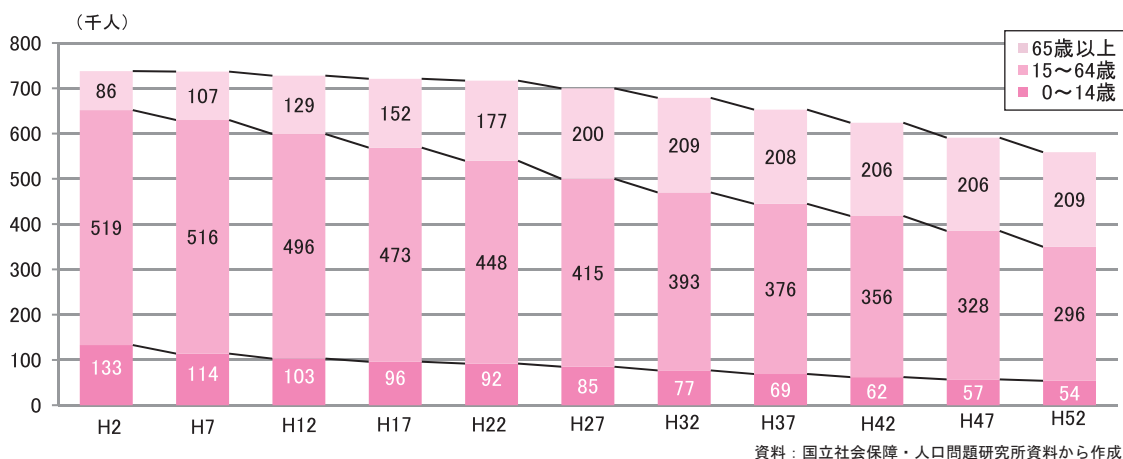


図1-2 単身世帯数の推移（静岡市）

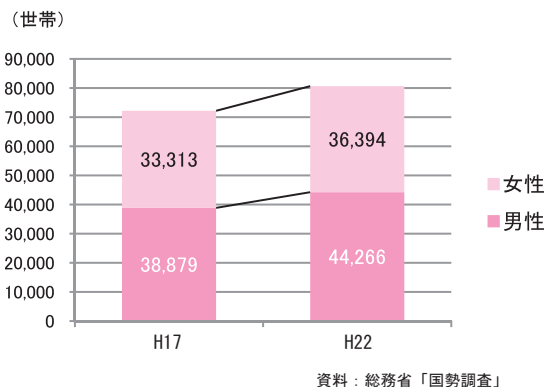
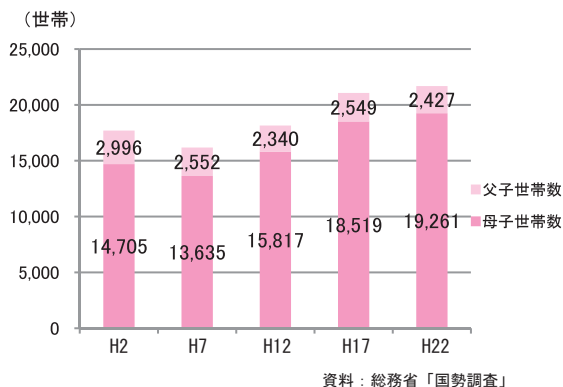


図1-3 ひとり親家庭数の推移（静岡県）

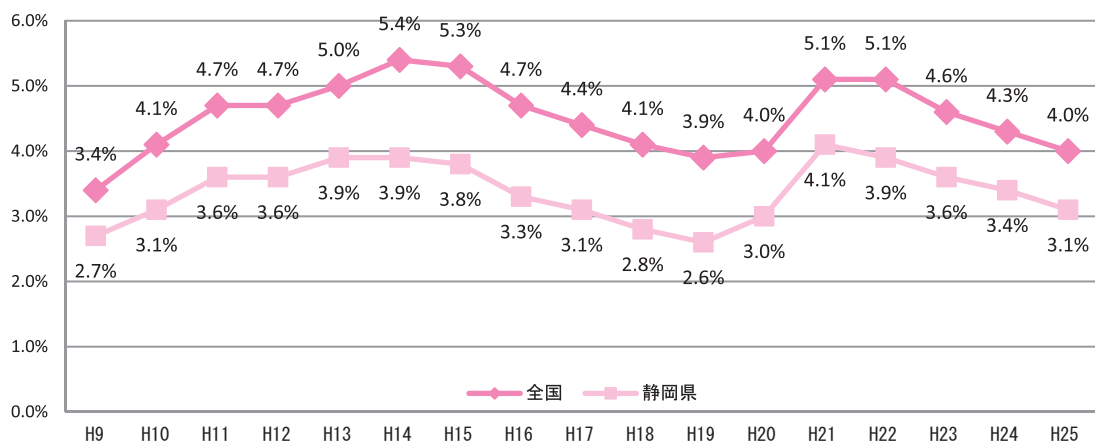


雇用情勢の変容と貧困・格差の拡大

日本経済は、経済のグローバル化や産業構造の変化などの影響を受け、長期間にわたり景気の低迷が続きましたが、近年は緩やかな回復基調にあります。

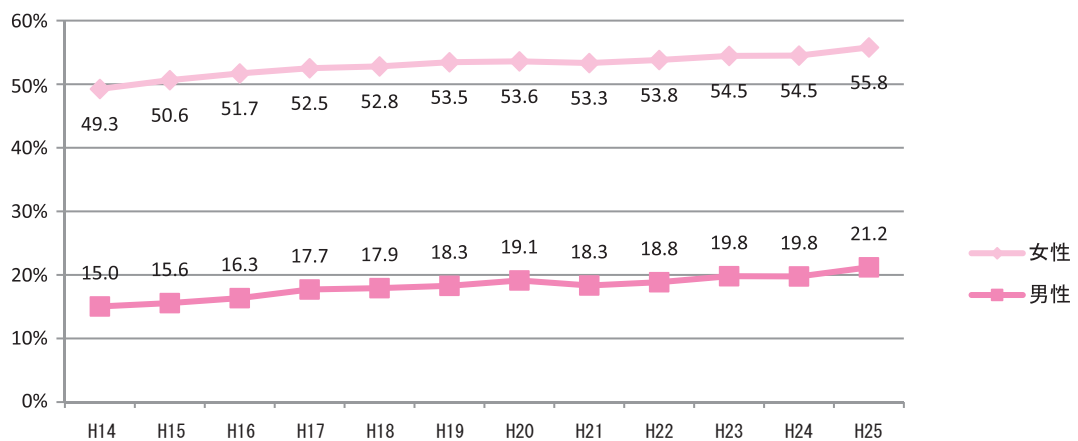
平成19年度以降悪化を続けていた雇用環境は、ここ数年改善がみられる一方で、男女ともに非正規雇用者の割合は年々増加する傾向にあります。特に女性においては、半数以上が非正規雇用という状況にあり、貧困などの生活上の困難に直面する人の増加が懸念されます。

図1-4 完全失業率の推移（全国・静岡県）



資料：総務省「労働力調査」

図1-5 非正規雇用者の割合の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」

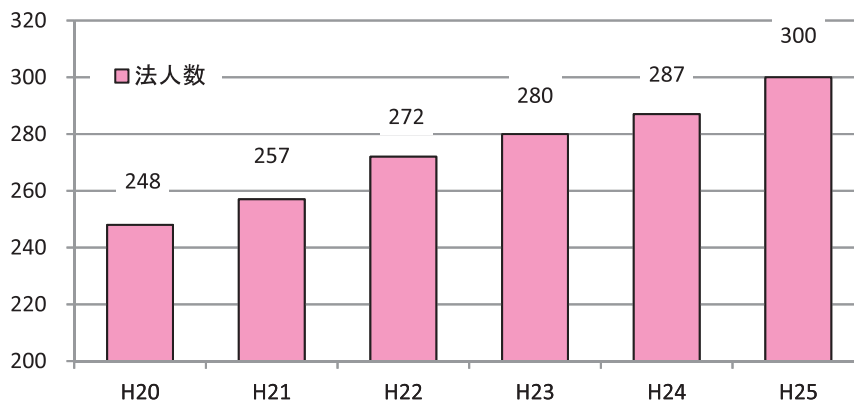
協働に関する意識の高まりと地域における人間関係の希薄化

市民の協働意識の高まりから、NPO法人やボランティア団体を通して活動する人が増加しています。

その一方で、自治会・町内会など既存の地縁組織への組織加入率が低下するなど、地域社会におけるつながりの希薄化が懸念されています。

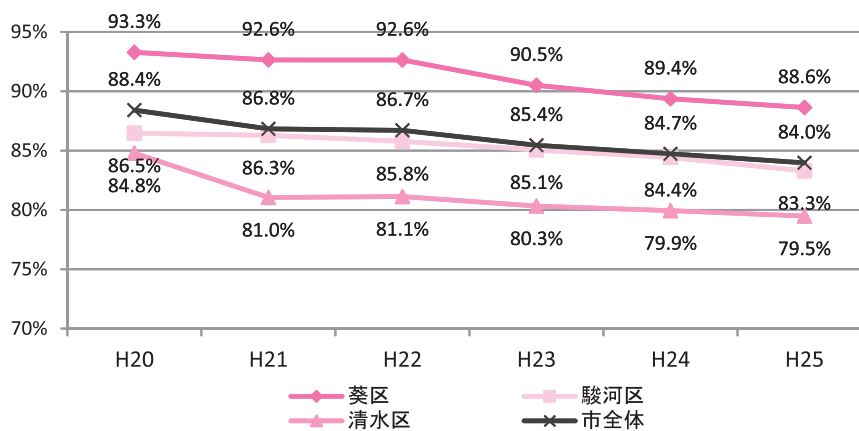
市民との協働により効果的な男女共同参画の推進が期待される反面、各地域における防災体制整備などの面において、男女ともに積極的な地域活動への参画が望まれます。

図1-6 NPO法人数（静岡市）



資料：男女参画・市民協働推進課

図1-7 自治会・町内会加入率*の推移（静岡市）



資料：市民生活課

*各年10月1日現在の「地域連絡事務嘱託対象世帯数/住民基本台帳世帯数(外国人を除く)」

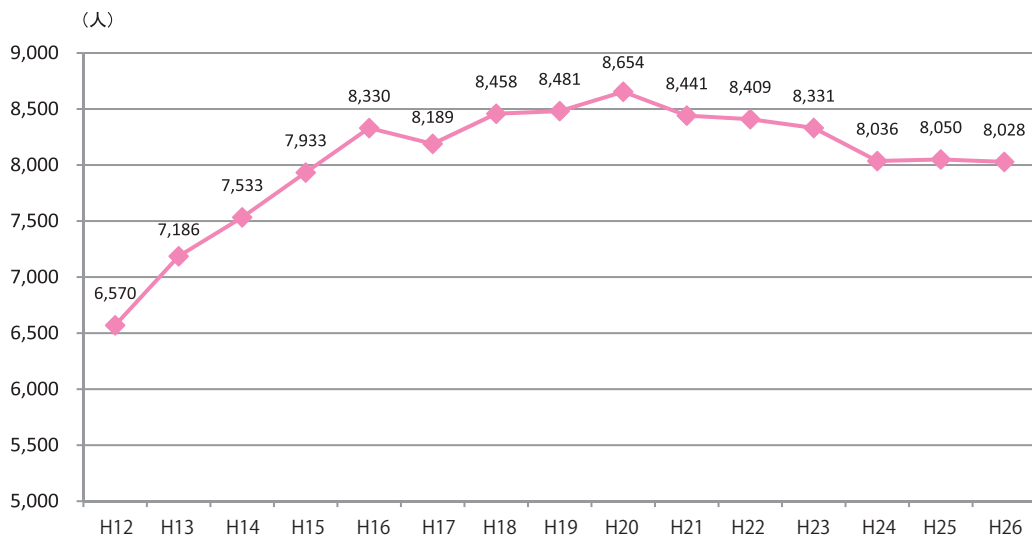
国際化の進展

静岡市の外国人人口は、近年8,000人前後で推移しています。

今後、国際化の進展により、定住外国人の増加や、企業の国際展開に伴う国際的な交流人口の増加が予想されます。

そのため、男女共同参画に関する事項を含む様々な国際的な規範や基準についての理解を深め、市民一人ひとりが国際的な視点を持つことができるよう、様々な学習機会を提供する必要性が高まっています。

図1-8 外国人人口の推移（静岡市）



資料：男女参画・市民協働推進課

図1-9 国籍別の外国人住民状況（静岡市）（平成26年4月末現在）

	中 国	韓 国 ・ 朝 鮮	フィ リ ピ ン	ブラ ジ ル	ベ ト ナ ム	ミ ャ ン マ ー	ネ パ ー ル	そ の 他	合 計
女性	1,292	818	950	316	223	208	66	650	4,523
男性	832	793	217	364	153	153	206	787	3,505
総計	2,124	1,611	1,167	680	376	361	272	1,437	8,028

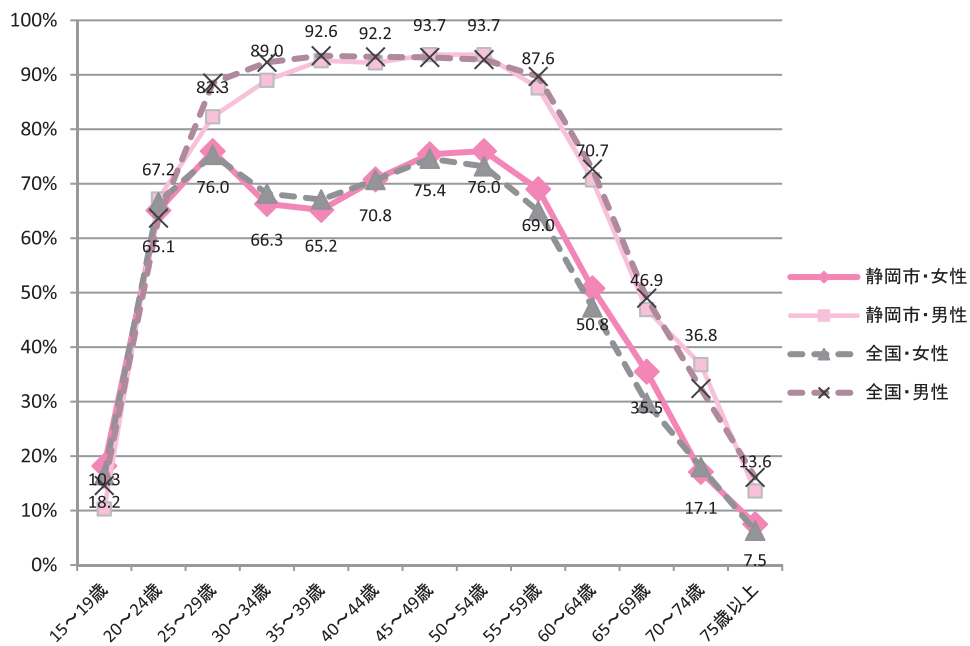
資料：男女参画・市民協働推進課

経済の活性化に向けた女性の活躍への期待

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いています。

人口減少社会を迎え、労働力人口の減少による経済の低迷が予想される中で、これまで以上に女性の活躍への期待が高まっています。

図1-10 年齢階級別就業率（静岡市・全国）



資料：総務省「平成24年就業構造基本調査」

(2) 男女共同参画をめぐる国・県の動向

国においては、平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が、また、静岡県においては、平成23年2月に「第2次静岡県男女共同参画基本計画」がそれぞれ策定されました。

国の第3次男女共同参画基本計画で示された「改めて強調している視点」は、次のとおりです。

- ・ 女性の活躍による経済社会の活性化
- ・ 男性、子どもにとっての男女共同参画
- ・ 様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ・ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・ 地域における身近な男女共同参画の推進

また、国の第3次男女共同参画基本計画では、経済社会情勢の変化等に対応して、次の5つの重点分野が新設されました。

「男性、子どもにとっての男女共同参画」

「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」

「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」

「科学技術・学術分野における男女共同参画」

「地域、防災・環境その他分野における男女共同参画の推進」

その他の動きとしては、平成23年4月1日に改正「次世代育成支援対策推進法」が全面施行され、従業員101人以上の事業所に「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられました。さらに、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の施行により、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が延長される等、職場・地域において子育てしやすい環境整備に向けた措置が講じられることとなりました。

また、平成24年7月1日から、改正「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」により、子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や、介護休暇の導入が行われました。

ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）に関しては、平成26年1月3日から、改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が施行され、配偶者だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象となりました。

3 第2次行動計画の評価と今後の課題

第2次行動計画では、男女共同参画の推進状況を測るため、9つの基本的施策に対して19の指標「目標値」を設定し取り組んできました。19指標の数値を、計画開始時と直近の数値で比較すると、「中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合」など既に目標値を上回る6指標を含め13の指標において着実な進展があります。行動計画に基づく179事業が、計画に沿って着実に進められてきた成果が伺えます。第2次行動計画全体を全事業の達成状況を踏まえて総合的に評価した結果、一定の成果が挙げられたと考えられます。

しかしながら、「男性が育児・介護休暇をとることに理解を示す人の割合」が73.1%から64.1%に下がるなど5指標においては、むしろ後退していると認識することができます。第2次行動計画期間は、平成20年秋のいわゆるリーマンショック以降の景気低迷や東日本大震災後の不安感に満ちた時代が大半をしめ、市民の意識は、景気の回復と当面の暮らしの安定を優先し、家庭生活の尊重や各人の生活・人生の再考への意識が弱くなったものと考えられます。

このような背景を踏まえた第2次行動計画における4つの重点施策にかかる評価は、それぞれ次のとおりです。

◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

平成22年に「静岡市仕事と生活の調和基本方針」を策定し、積極的な取組を行う事業所を表彰するなどの取組が図られ、また、言葉の認知度も少しずつ向上しています。女性の社会進出が少しずつ進む中で、「男女の家事平均時間の格差」は開始時より56分広がるなどの結果は深刻に受け止める必要があります。女性へのしわ寄せは、女性の参画拡大を難しくすることに繋がります。ロールモデルから示唆を得る等、今後の取組強化が必要です。

◆ 政策・方針決定への女性の参画推進

「市の審議会」、「管理的職業従事者」、「女性のPTA会長」などへの女性割合の増加は、着実な進展をみることができました。しかしながら、範となる市の女性職員及び女性教員の登用状況をみると、拡大は十分に進んでいるとは言えない状況です。女性の参

画があらゆる分野で推進されるように、女性人材の育成・拡充に向けた環境整備など効果のある事業を次期計画に取り込み、強化していくことが必要です。

◆ 女性に対する暴力の根絶に向けた取組

平成26年3月に静岡市DV防止基本計画が策定され、取組の一層の推進が期待できる一方で、「セクハラ又はDV被害に遭った時の相談窓口を知っている人の割合」が低下しています。窓口が周知されていなければ、計画の実効性を高めることも難しくなります。デートDV講座の対象を中学生にまで広げるなど、確実に市民に届く形での広報、啓発活動を進め、さらにきめ細かく柔軟な施策を整備していくことが必要です。

◆ 市民との協働による男女共同参画の推進体制

女性会館の指定管理者をNPO法人が運営することで、地域社会における男女共同参画の推進を当事者目線で分析し、課題解決型事業、市民や関係団体との協働事業に取り組み、また、二度にわたり男女共同参画担当大臣の視察を迎え入れるなど、国内においても高く評価されました。今後も、女性会館を拠点に、その成果が市内全域に浸透されるよう、女性会館の機能強化を継続していくことが重要です。

以上の内容を踏まえ、次期計画では、「家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立」、「女性に対する暴力の根絶」の課題を踏まえ、「男性にとっての男女共同参画の推進」や「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」などの国の施策や社会状況の変化を鑑みた計画の見直しが必要です。

◆ 今後の主な課題

- (1) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (2) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 男女間の暴力の根絶



表 第2次行動計画における成果指標の状況

基本的施策	指 標		計画開始時 数値	直近の数値	目標値
1 男女共同参画の視点 に立った社会制度・ 慣行の見直し	1	静岡県男女共同参画推進条例があることを知っている人の割合	41.4% (H20年度)	37.3% (H26年度)	50%以上
	2	社会通念・慣習・しきたりにおける男女の平等感(男性の方が優遇と感じる人の割合)	45.2% (H20年度)	44.2% (H26年度)	30%以下
2 男女の人権を尊重する 教育や学習の充実と 意識改革	3	静岡市女性会館の新規利用者数	—	2,147人 (H25年度末)	累計1,200人以上
	4	中学校における男女共同参画啓発活動の実施割合	13.4% (H20年度)	32.0% (H25年度)	25%以上
3 政策・方針決定の場への 女性の参画拡大	5	「管理的職業従事者」における女性の割合	11.5% (H17年度 国勢調査)	12.9% (H22年度 国勢調査)	13%以上
	6	女性委員のいない市の審議会等の割合	15.5% (H20年度)	9.2% (H26年度)	0%
4 地域における男女共同 参画の推進	7	女性のPTA会長の割合	5.7% (H20年度)	9.3% (H26年度)	10%以上
	8	女性の町内会長または自治会長の割合	1.76% (H21年度)	1.78% (H26年度)	3%以上
	9	男女共同参画の視点を取り入れた防災に関する 市政出前講座受講者数	—	57,418人 (H25年度末)	4,000人以上
5 労働の場における男女 共同参画の確立	10	家族経営協定の締結家族の数	45件 (H20年度)	52件 (H25年度末)	70件以上
	11	ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人の割合	40.2% (H20年度)	44.5% (H25年度)	60%以上
	12	次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けた 市内事業者数	2件 (H21年度)	20件 (H25年度末)	10件以上
6 家庭生活と職業生活 その他の社会における 活動の両立	13	男女の家事平均時間の格差	160分 (H20年度)	216分 (H26年度)	130分以内
	14	男性が育児・介護休暇をとることに理解を示す人の割合	73.1% (H20年度)	64.1% (H26年度)	90%以上
7 国際的視野のもとでの 地域社会の一員としての 活動支援	15	社会における女性の活躍状況について、国連が 各国を順位付けしていることを知っている人の割合	18.3% (H20年度)	34.5% (H26年度)	35%以上
8 女性に対する暴力の 根絶	16	セクハラまたはDV被害に遭ったときの相談窓口を知っている人の割合	31.9% (H20年度)	28.2% (H26年度)	50%以上
	17	高校・大学におけるセクハラまたはDV防止講座の実施率	25.0% (H20年度)	34.2% (H25年度)	40%以上
9 生涯を通じた男女の 健康支援	18	妊娠や出産に関わる健康に配慮し、女性の意思 決定を尊重すべきであると考える人の割合	75.7% (H20年度)	70.9% (H26年度)	95%以上
	19	性に関する悩みを相談できる大人がいるまたは 相談窓口を知っている中学生の割合	31.8% (H20年度)	45.9% (H26年度)	50%以上